

消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する省令 新旧対照表

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十八条 削除	（新開発食品保健対策室） 第二十八条 基準審査課に、新開発食品保健対策室を置く。 2 新開発食品保健対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 健康増進法（平成十四年法律第百三号）に規定する特別用途表示及び栄養表示基準に関すること。 二 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限る。）。 3 新開発食品保健対策室に、室長を置く。

○厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（本省及び各外局別の定員） 第一条 厚生労働省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） 第一条 厚生労働省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	三八、四九五	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
(略)	(略)	(略)
合 計	三八、六〇八	

区 分	定 員	備 考
本 省	三八、五〇五	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
(略)	(略)	(略)
合 計	三八、六一八	

○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第六十七号）（第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		
（定員の期間別の特例） 2 この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省及び社会保険庁の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。		
本 省	区 分	期 間
平成二十一年九月三十日までの間		
三八、一五三	定 員	

現 行		
（定員の期間別の特例） 2 この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省及び社会保険庁の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。		
本 省	区 分	期 間
平成二十一年九月三十日までの間		
三八、一六三	定 員	

(略)	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間	三七、九一六
(略)	(略)	(略)
(略)	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間	三七、九一六
(略)	(略)	(略)

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 削除 第四章・第五章（略） 第六章 食品衛生検査施設 第七章～第九章（略） 附則 第三章 削除 第二十二條及び第二十三條 削除	目次 第一章・第二章（略） 第三章 監視指導計画 第四章・第五章（略） 第六章 食品衛生検査施設及び食品衛生監視員 第七章～第九章（略） 附則 第三章 監視指導計画 第二十二條 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、毎年度の都道府県等食品衛生監視指導計画を、その年度開始前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十五条 削除

第六章 食品衛生検査施設

②都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を変更しようとするときは、その実施前に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十三条 都道府県知事等は、毎年度、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を、翌年度の六月三十日までに公表するとともに、当該実施結果を取りまとめ、取りまとめ後速やかに、これを公表しなければならない。

②前項に定めるもののほか、都道府県知事等は、夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を作成し、作成後速やかに、これを公表しなければならない。

③都道府県知事等は、前二項の規定による公表を行うに当たっては、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により住民に周知させるよう努めなければならない。

第六章 食品衛生検査施設及び食品衛生監視員

第三十五条 法第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は第七十八条各号に掲げるおもちゃ（以下「食品等」という。）を収去しようとするときは、被収去者に様式第二号による収去証を交付しなければならない。

②食品衛生監視員が、その職務を行う場合において携帯する証票は、様式第三号、食品衛生監視員であることを示す章は、様式第四号による。

③厚生労働大臣及び都道府県知事等は、法第二十八条第四項の規定により

第七十二条 法第五十八条第一項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医師の届出は、次の事項につき、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。

一・二 （略）

三 食中毒（食品、添加物、器具、容器包装又は第七十八条各号に掲げるおもちや（次条及び第七十四条第一項第三号において「食品等」という。）に起因した中毒をいう。以下同じ。）の原因

四・五 （略）

第七十五条 令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一 法第五十八条第三項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）が厚生労働大臣に直ちに報告を行った食中毒事件
様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報

二 （略）

② （略）

様式第二号から様式第四号まで 削除

登録検査機関に試験に関する事務を委託する場合には、当該登録検査機関の検査員（第三十八条第一項第二号に規定する検査員をいう。）に当該試験を行わせ、かつ、第四十条各号に掲げる基準と同等以上の基準により当該試験を行わせなければならない。

第七十二条 法第五十八条第一項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医師の届出は、次の事項につき、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。

一・二 （略）

三 食中毒（食品等に起因した中毒をいう。以下同じ。）の原因

四・五 （略）

第七十五条 令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。

一 法第五十八条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行った食中毒事件 様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報

二 （略）

② （略）

様式第二号（第三十五条関係）

様式第三号 (第三十五条関係)

様式第四号 (第三十五条関係)

改 正 案	現 行
（法第三十条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養素） 第十一条 法第三十条の二第二項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。 - 一 たんぱく質 - 二 n・6系脂肪酸及びn・3系脂肪酸 - 三 炭水化物及び食物繊維 - 四 ビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、ビタミンB₁、 ビタミンB₂、ナイアシン、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、葉酸、パント テン酸、ビオチン及びビタミンC - 五 カリウム、カルシウム、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マン ガン、ヨウ素、セレン、クロム及びモリブデン 2 法第三十条の二第二項第二号ロの厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。 - 一 脂質、飽和脂肪酸及びコレステロール - 二 糖類（単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。） - 三 ナトリウム	（特別の用途） 第十一条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。 - 一 授乳婦用 - 二 えん下困難者用 - 三 特定の保健の用途 （特別用途表示の許可の申請書の記載事項等） 第十二条 法第二十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 - 一 申請者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、主

たる事務所の所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為)

二 営業所の名称及び所在地

三 許可を受けようとする理由

四 熱量

五 食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をするもの（以下「特定保健用食品」という。）にあつては、当該食品が食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進が図られる理由、一日当たり摂取目安量及び摂取をする上での注意事項

六 摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項

2 前項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第二項の規定による申請書について準用する。この場合において、前項中「法第二十六条第二項」とあるのは「法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第二項」と、同項第三号中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

3 法第二十六条第二項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書は、邦文で記載されていなければならない。

4 厚生労働大臣は、法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認について必要があると認めるときは、申請者に対して基礎実験資料その他の参考資料の提出を求めることができる。

第十三条 法第二十六条第四項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による国庫に納付すべき手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはるにより納付しなければならない。

(特別用途食品の表示事項等)

第十四条 法第二十六条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、厚生労働大臣の承認を受けた事項については、その記載を省略することができる。

一 商品名

二 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品にあつては、消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。)である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品にあつては、賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。)である旨の文字を冠したその年月日(製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月)る場合にあつては、賞味期限である旨の文字を除く。)

三 保存の方法(常温で保存する旨の表示を除く。)

四 製造所所在地

五 製造者の氏名(法人にあつては、その名称)

六 別記様式第三号(特定保健用食品にあつては、別記様式第四号(許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。)にあつては、別記様式第四号の二)による許可証票

七 許可を受けた表示の内容

八 栄養成分量、熱量及び原材料の名称

九 特定保健用食品にあつては、特定保健用食品である旨（条件付き特定保健用食品にあつては、条件付き特定保健用食品である旨）、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

十 特定保健用食品であつて、保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合

十一 摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項

十二 許可を受けた者が、製造者以外のものであるときは、その許可を受けた者の営業所在地及び氏名（法人にあつては、その名称）

2 前項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第五項の規定による表示について準用する。この場合において、前項中「法第二十六条第五項」とあるのは「法第二十九条第二項において準用する法第二十六条第五項」と、同項第六号中「別記様式第三号（特定保健用食品にあつては、別記様式第四号（許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの（以下「条件付き特定保健用食品」という。）にあつては、別記様式第四号の二）による許可証票」とあるのは「別記様式第五号（特定保健用食品にあつては、別記様式第六号（承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの（以下「条件付き特定保健用食品」という。）にあつては、別記様式第六号の二）による承認証票」と、同項第七号及び第十二号中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

3 法第二十六条第五項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により表示すべき事項は、邦文で当該食品の容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるよう、当該容器包装若しくは包装の見やすい場所又はこれに添付する文書に記載されていなければならない。

（登録の申請）

第十四条の二 法第二十六条の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
二 許可試験（法第二十六条第三項に規定する許可試験をいう。以下同じ。）を行う事業所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 法別表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「試験員」という。）の履歴書

三 法第二十六条の四第一項第二号イに規定する部門（以下「許可試験部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四 法第二十六条の四第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

イ 標準作業書

ロ 許可試験の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書
ハ 精度管理（試験に従事する者の技能水準の確保その他の方法により試験の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の方法を記載

した文書

ニ 外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けるための計画を記載した文書

ホ 信頼性確保部門の責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載した文書

五 次の事項を記載した書面

イ 法第二十六条の三各号のいずれかに該当する事実の有無

ロ 法別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所有又は借入れの別及び所在場所

ハ 試験員の氏名

ニ 許可試験部門の名称及び責任者の氏名

ホ 信頼性確保部門の名称及び責任者の氏名

ヘ 法第二十六条の四第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無

ト 株式会社にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額

チ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第二十六条の四第一項第三号に規定する特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であつた者を含む。）に該当するか否かを含む。）

リ 許可試験の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種

類及び概要

- 3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(登録の更新の申請)

第十四条の三 法第二十六条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登録番号

二 登録の有効期限

三 許可試験を行う事業所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類

二 前条第二項第五号に掲げる事項を記載した書面

三 許可試験の実績に関する資料

(事業所の変更の届出)

第十四条の四 法第二十六条の七の規定により事業所の所在地の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の事業所の名称及び所在地（新旧の対照を明示すること。）

二 変更の理由及び変更しようとする年月日

三 変更後の事業所における許可試験のための機械器具その他の設備

(試験業務規程の認可申請手続)

第十四条の五 登録試験機関（法第二十六条第三項に規定する登録試験機

関をいう。以下同じ。）は、法第二十六条の八第一項前段の規定により許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に試験業務規程及び許可試験に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第二十六条の八第二項の試験業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 許可試験の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 許可試験の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 許可試験の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 許可試験の業務を行う場所に関する事項
- 五 許可試験の試験項目ごとの手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 試験員、許可試験部門の責任者及び信頼性確保部門の責任者の選任及び解任に関する事項
- 七 試験員、許可試験部門の責任者及び信頼性確保部門の責任者の配置に関する事項
- 八 許可試験の申請書その他許可試験に関する書類の保存に関する事項
- 九 財務諸表等（法第二十六条の十第一項に規定する財務諸表等という。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、許可試験の業務に関し必要な事項

3 登録試験機関は、法第二十六条の八第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び変更の理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が許可試験に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第十四条の六 登録試験機関は、法第二十六条の九の規定により許可試験の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする許可試験の業務の範囲
- 二 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止の年月日
- 三 休止又は廃止の理由

(電磁的記録の表示方法)

第十四条の七 法第二十六条の十第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録の提供方法)

第十四条の八 法第二十六条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の記載事項)

第十四条の九 法第二十六条の十四の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 許可試験を申請した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 許可試験の申請を受けた年月日
 - 三 許可試験を行った製品の名称
 - 四 許可試験を行った年月日
 - 五 許可試験の項目
 - 六 許可試験を行った試験品の数量
 - 七 許可試験を実施した試験員の氏名
 - 八 許可試験の結果
 - 九 内部点検、精度管理及び外部精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）に関する事項
 - 十 標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている事項
 - 十一 信頼性確保部門の責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修に関する記録
- 2 帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

(職員の身分を示す証明書)

第十四条の十 法第二十六条の十七第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第七号によるものとする。

(食品の収去証)

第十五条 法第二十七条第一項（法第二十九条第二項、第三十二条第三項

及び第三十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第八号による収去証を交付しなければならない。

（法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める栄養成分）

第十六条 法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める栄養成分は、次のとおりとする。

一 たんぱく質

二 脂質

三 炭水化物

四 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素及びリン

五 ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸

（法第三十一条第二項の厚生労働省令で定める栄養成分）

第十七条 法第三十一条第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養成分は、次のとおりとする。

一 たんぱく質

二 食物繊維

三 亜鉛、カルシウム、鉄、銅及びマグネシウム

四 ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸

2 法第三十一条第二項第三号の厚生労働省令で定める栄養成分は、次の

とおりとする。

一 脂質

二 糖類（単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。）

三 ナトリウム

（法第三十二条の二の厚生労働省令で定める事項）

第十八条 法第三十二条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 含有する食品又は成分の量

二 特定の食品又は成分を含有する旨

三 熱量

四 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果

（権限の委任）

第十九条 法第三十二条の三第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限は、法第三十二条の二の規定に違反して表示をした者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら当該権限を行うことを妨げない。

2 法第三十二条の三第三項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、食品として販売に供する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら当該権限を行うことを妨げない。

様式第三号から様式第八号まで (略)

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(第六条関係)
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一		別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一	
(略)	(略)	(略)	(略)
確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号)	(略)	確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号)	(略)
石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)	(略)	健康増進法 (平成十四年法律第百三十三号)	第二十六条の十一の規定による財務諸表等の備置き及び保存
(略)	(略)	石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)		別表第二 (第五条、第六条及び第七条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
確定拠出年金法 (平成十三年法律第百三十三号)	(略)	確定拠出年金法 (平成十三年法律第百三十三号)	(略)

年法律第八十八号)

石綿による健康被害の救済に関する法律	(略)
(略)	(略)

別表第三(第八条及び第九条関係)

確定拠出年金法	(略)
(略)	(略)
健康保険法施行令	(略)
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

臓器の移植に関する法律	(略)
(略)	(略)
作業環境測定法	(略)
(略)	(略)

年法律第八十八号)

健康増進法	第二十六条の十四の規定による帳簿の記載
石綿による健康被害の救済に関する法律	(略)
(略)	(略)

別表第三(第八条及び第九条関係)

確定拠出年金法	(略)
健康増進法	第二十六条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
健康保険法施行令	(略)
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

臓器の移植に関する法律	(略)
健康増進法	第二十六条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
作業環境測定法	(略)
(略)	(略)